



第3次 瀬戸市環境基本計画

豊かな自然と、安全で快適な暮らしのある『環境創造都市』を次代につなぐ

概要版



令和3年3月
瀬戸市

■計画の背景

本市は、名古屋市の北東約 20km に位置し、周囲を標高 100～300m の小高い山々に囲まれ、気候も温暖なまちとなっています。また、良質で豊富な陶土に恵まれたこの地で、先人たちは新しい技術や文化を柔軟に取り入れ、「せとものまち」を発展させてきました。

平成 22 年度（2010 年度）に策定した第 2 次瀬戸市環境基本計画では、市民や事業者と市の連携・協働が進み、自然環境の保全のための活動や地球環境の向上のための取組を進めてきました。

しかし、平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災を契機としたエネルギー問題や、近年、増加している夏の猛暑や豪雨災害といった気候変動問題をはじめとした地球環境の危機など、新たな環境課題も発生し、解決しなくてはならない課題が残された状況となっています。

世界的には、平成 27 年（2015 年）の気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」に基づく CO₂ の削減目標に向けた取組や、平成 22 年（2010 年）の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で設定された「愛知目標」による生物多様性を守るための取組などが断続的に進められています。また、平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に基づき、持続可能な世界を実現するために、地球上の誰一人として取り残さぬよう、先進国のみならず発展途上国も含めた国連に加盟する全ての国が SDGs 達成に向けた取組を進めています。

このように本市を取り巻く環境情勢が刻々と変化する中、市民や事業者一人ひとりの身近な環境への取組が本市の自然環境や生活環境を向上させ、良好な地球環境の持続性にもつながることを意識し、瀬戸の良好な環境を次代につなぐことを目的として、この計画を策定しました。

■計画の基本的事項

計画の期間	令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度）の 10 年間
計画の地域	瀬戸市全域
対象とする環境分野	自然環境、生活環境、地球環境、連携・協働

■計画の視点

- “瀬戸らしさ” を活かした計画
- 市民、事業者、学術・研究機関などの多様な主体との連携・協働をさらに進める計画
- 変化する環境情勢に対応した計画

■ 計画理念と基本方針

本計画の計画理念及び基本方針は次のとおりです。

【計画理念】

豊かな自然と、安全で快適な暮らしのある
『環境創造都市』を次代につなぐ

【基本方針】

1 瀬戸の“しぜん”

緑豊かな瀬戸市の自然にふれながら、大切に守り、後世に伝えていくために貴重な自然環境の保護・保全や、身近にふれ合うことのできる自然の保全・活用などの取組を進めます。

【対応するSDGsの目標】



2 瀬戸の“くらし”

日々の暮らしの中で瀬戸市の生活環境や地球環境の向上に寄与するために、資源循環型まちづくりや低炭素社会の実現を目指し、市民や事業者が安心して日常生活や事業活動を営むことができるよう取組を進めます。

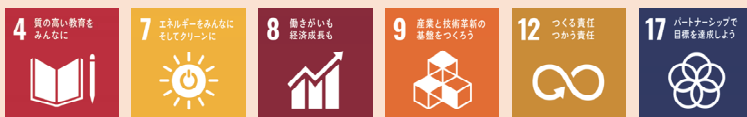
【対応するSDGsの目標】



3 瀬戸の“ひとびと”

持続可能なまちを実現するために、市民、事業者、学術・研究機関、市などの多様な主体の連携・協働や、地域資源を活かしたグリーンな経済システムの構築、市民・事業者の環境意識の向上などにつながる取組を進めます。

【対応するSDGsの目標】



■ 施策の展開

【 1 瀬戸の “しぜん” 】

1-1 自然環境の保護・保全

- 貴重な自然環境の保護・保全
- 森林の適切な保全
- 河川などの水辺環境の保全

本市独自の重要な自然環境の保護・保全の仕組みの中で指定された特定地区における保護・保全活動や、市域の約 6 割を占める森林、河川や湿地の保全などにより、自然環境の保護・保全を図ります。



1-2 生物多様性の保全

- 生物の多様な生息生育環境の保全
- 外来生物対策の推進
- 生物多様性に対する理解の促進

森林、河川、農地など、様々な生物の生息・生育環境における定期的な調査、保全策を講じるとともに、アライグマ等の外来生物対策、情報発信やイベントを通じた市民への周知、得た知識を体感してもらうための環境学習や環境教育の実施などにより生物多様性の保全を図ります。

1-3 自然とのふれあいの推進

- ふれあいの場・機会の創出
- 里山の適切な維持管理と活用
- 農地の保全と活用
- エコツーリズムの展開

愛知高原国定公園（定光寺、岩屋堂等）など豊かな森林、瀬戸川などの身近な河川での自然とふれあえる場や機会を提供するとともに、里山、農地の保全と活用、SNS など様々なコンテンツを活用したエコツーリズムなどにより、自然とのふれあいを推進します。



◆ 環境指標

項目	現状値	目標の方向性
保護・保全された森林の面積	2,578.45ha	↑
森林の総面積	6,300ha	→
自然とのふれあい講座やイベント実施回数及び参加人数	47 講座／年 1,133 人／年	↑

【2 瀬戸の“暮らし”】

2-1 公害対策の推進

- 大気汚染防止対策の推進
- 水質汚濁・土壌汚染防止対策の推進
- 感覚公害の未然防止の推進

県と連携した監視・指導の実施、事業者に対する環境保全協定締結などにより、公害対策を推進します。

2-2 資源循環型まちづくりの推進

- 3Rの推進
- ごみの適正処理の推進
- 産業廃棄物、不法投棄対策の推進

食品ロスの削減やミックスペーパーの分別によるごみの減量化や、ごみ処理に係る費用負担の適正化を図ります。道の駅瀬戸しなのなどの施設から発生する食品残渣のたい肥化、農家への無償配布、食品スーパーなど事業者との連携の仕組みづくりなど、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を優先的に推進します。



2-3 まちの環境の保全・創出

- まちの環境美化の推進
- まちなみ環境の保全・創出

市条例に基づく環境美化意識やマナー向上、生けがきなどによる民有地の緑化促進などにより、まちの環境の保全・創出を図ります。

2-4 低炭素社会の実現に向けた取組の推進

- 賢い選択（COOL CHOICE）の展開
- 温室効果ガスの排出削減
- 気候変動の影響に対する適応策の推進
- 再生可能エネルギーの活用促進
- 省エネルギーの促進



県の補助制度の活用などによる温室効果ガス排出削減、市条例に基づき自然環境等と調和した太陽光発電設備の設置による再生可能エネルギーの活用などにより、低炭素社会の実現に向けた取組を推進します。

◆環境指標

項目	現状値	目標の方向性
環境基準の達成状況（大気、水質、騒音・振動）	一部未達成	↑
資源物を含む一般廃棄物の量	41,488 t	↓
家庭から回収される資源物の割合	18.3%	↑
「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」の補助申請及び問い合わせ件数	実施数 63 件/年	↑

【3 瀬戸の“ひとびと”】

3-1 多様な主体の連携・協働

- 多様な主体の連携・協働の強化
- 地域の自発的な取組の支援

パートナーシップ型組織（市民・事業者）と市の連携、さらに大学など学術・研究機関との連携、地域の自発的な環境活動を促す仕組みの検討などにより、多様な主体の連携・協働を図ります。



3-2 グリーンな経済システムの構築

- 地域資源を活用した環境ビジネスの支援
- 事業者の環境情報の発信の促進

事業者などと連携した環境資源を活用したブランド商品の開発支援、環境ビジネスに関するセミナー開催の仕組みづくり、ESG 投資に関する情報発信の促進などにより、グリーンな経済システムの構築を図ります。

3-3 市民・事業者の環境意識の向上

- 環境教育・環境学習の推進
- 環境情報の共有、発信
- 環境イベントの開催

「せと環境塾」による環境講座（フィールドワーク、座学、オンライン講座など）の定期的実施、自然ガイドボランティアの育成・支援の充実、小中学校などでの環境に関する授業カリキュラムの充実、環境ポータルサイトの内容充実や情報の共有化、環境イベントの開催などにより、市民・事業者の環境意識の向上を図ります。



◆環境指標

項目	現状値	目標の方向性
環境配慮に取り組んでいる事業所の数	115 事業所	↑
環境ビジネスに関連する情報発信回数	未実施	↑
「せと環境塾」の講座実施数及び参加人数	53 講座／年 1,256 人／年	↑

■重点環境施策

計画の基本的方向に基づいて展開する各種施策のうち、本市の特長を活かした独自の施策となる重点環境施策について示します。

【重点1：貴重な自然環境の保護・保全と身近な自然の保全・活用】

- 特定地区における保護・保全活動の実施
- 特定地区の新規指定に向けた検討
- 定期的な自然環境の現状調査の実施

本市独自の重要な自然環境の保護・保全の仕組みの中で指定された特定地区における保護・保全活動を着実に進めるとともに、新たな特定地区を指定するなど保護された自然を増やします。同時に、身近な自然環境についても目を向け、森林や河川、農地など多様な生物の生息・生育環境の現状を把握し、地域の生物多様性保全につながる取組を、多様な主体の連携・協働で進めます。

【重点2：再生可能エネルギーの活用促進】

- 活用を促進するための支援策の充実
- 大学などの学術・研究機関や事業者との連携

低炭素社会の実現に向け、自然環境等との調和を考慮した再生可能エネルギー設備の設置への配慮や、新規の補助金制度など新たな支援策を構築するとともに、学術・研究機関や事業者などと連携して瀬戸市独自の再生可能エネルギーを活用した新たな仕組みや設備の研究開発を進めます。

【重点3：多様な主体の連携強化と環境教育・環境学習の充実】

- パートナーシップ型組織や学術・研究機関との連携・協働の推進
- エコツーリズムの仕組みづくりの検討
- 「せと環境塾」による環境講座などの定期的な実施
- 多様な主体との連携・協働による環境講座の実施

現在、進められている市民や事業者のパートナーシップ型組織との連携・協働について、市民と市、事業者と市といった2者連携に加え、市民・事業者・市による3者連携のほか、大学などの学術・研究機関も含めた多様な主体との連携強化を進めるとともに、インターネットを活用した定期的で安定的な環境講座の実施や、多様な主体との連携・協働による環境講座の実施など、環境教育・環境学習の充実を図ります。

■計画の推進に向けて

【計画の推進体制】

●環境審議会

市長の諮問を受けて、環境基本計画の策定・変更や、環境に関する基本的事項、重要事項の調査・審議を行います。

●パートナーシップ型組織

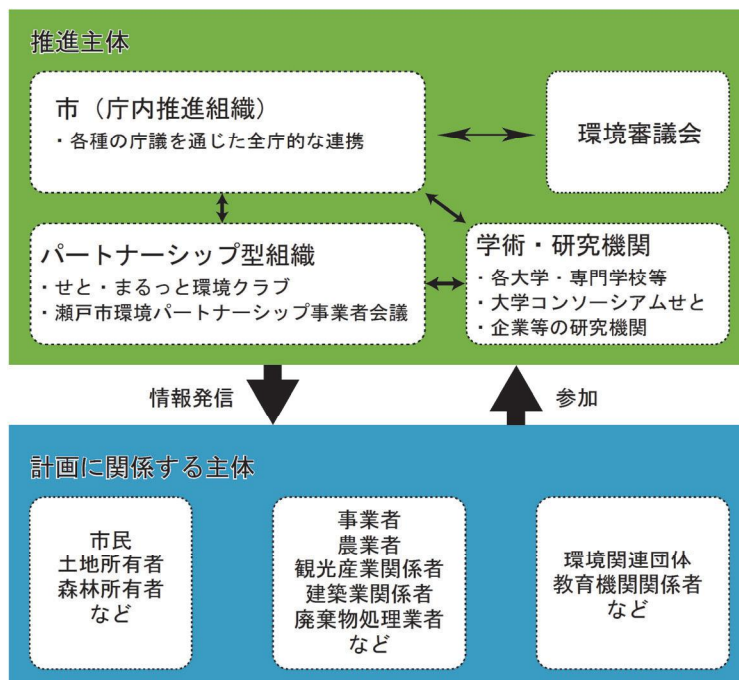
市民、事業者と市の連携・協働の取組を推進します。

●市（庁内の推進組織）

市長の指揮のもと、本計画に沿った各種施策を実施します。

●学術・研究機関

市内の各大学や専門学校等、大学コンソーシアムせとの構成員、企業等の学術・研究機関などと、環境分野に関する研究や新たな取組を検討していきます。

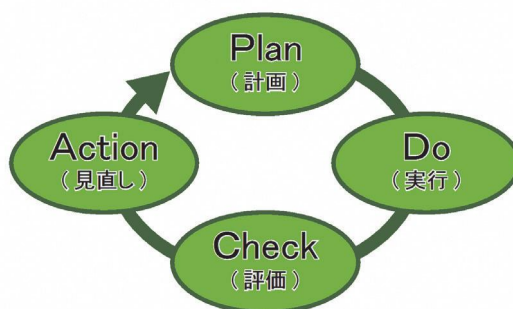


【計画の進行管理】

計画の進行管理は、PDCAサイクルによる継続的な推進と改善を図り、着実に推進します。

具体的には、本計画に関する施策・事業の実施計画を作成し、実施計画に基づいて施策・事業を着実に実施します。

また、計画策定後5年（令和7年度（2025年度））を目途に、環境指標に基づく基本的施策の実施状況や重点環境施策の進捗状況などについて中間評価を行います。



第3次瀬戸市環境基本計画 概要版

【計画に関するお問い合わせ】

瀬戸市 環境課

電話：0561-88-2670（ダイヤルイン）

FAX：0561-88-2664

E-mail：kankyo@city.seto.lg.jp